

秋田県告示第368号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定に基づき定めた同法第104条第2号に掲げる漁業に係る漁業の区分の一部を次のとおり変更したので、公示する。

令和5年8月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

現行

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
西目加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち由利本荘市西目町海士剝、西目町出戸、西目町西目及び西目町沼田の区域	1 雑魚小型定置漁業 2 はたはた小型定置漁業 3 総トン数10トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
西目加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち由利本荘市西目町海士剝、西目町出戸、西目町西目及び西目町沼田の区域	1 雑魚小型定置漁業 2 はたはた小型定置漁業 3 さけ小型定置漁業 4 総トン数10トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業